新型コロナウイルス対策支援策

新型コロナウイルス対策支援策や相談窓口の最新情報は、町ホームページに掲載しています。 >>
芳賀町ホームページ（トップページ上「いざというときに（新型コロナウイルス関連情報）」をご確認ください。）

高収益作物次期作支援交付金

農業者対象

新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが落ち込んだ等の**影響を受けた野菜・花き・果樹・茶の次期作に向けた取り組みに対し交付金が支払われます。**

【支援対象】支援対象者　令和2年2～4月の間に出荷実績がある農業者または廃棄等により出荷できなかった農業者
※収入保険、農業共済等に加入または今後確実に加入する意思のある農業者

対象品目　令和2年2～4月に出荷実績がある**野菜、果樹、花き、茶**

【助成概要】

（1）次期作に向けた需要対応生産支援メニュー（下記ア～オに定める①～③の10の取り組み項目）のうち、2つ以上の取り組みに対し、5万円/10aを交付
※施設花き等 80万円/10a（施設等条件あり）
※施設果樹 25万円/10a（施設等条件あり）
※単価は今後見直しとなる場合もあります。

ア　生産・流通コストの削減に資する取り組み
① 機械化体系の導入（購入、レンタル、リース）
② 集出荷経費の削減に資する資材の導入（大型コンテナ、通い容器等の導入）

イ　生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取り組み
① 品目・品種等の導入（栽培技術の転換等）
② 肥料・農薬等の導入（転換に必要な資材導入等）
③ かん水設備等の導入（品質向上に必要な機器等の導入）

ウ　土づくり・排水対策等作柄安定に資する取り組み
① 土壌改良・排水対策の実施（作柄安定に資する対策の実施等）
② 被害防止技術の導入（作柄安定に資する資材等）

エ　作業環境の改善に資する取り組み
① 労働安全確認事項の実施（講習会の受講等）
② 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入

オ　事業継続計画の策定の取り組み
① 事業継続計画の策定等

《取り組み例》転換に必要な肥料・農薬等の導入+作柄安定のための排水対策の実施

（2）新たな需要促進に向けた需要促進支援メニュー（下記ア～ウに定める①～③の9の取り組み項目）のうち、1つの取り組みに対し、2万円/10aを交付（ア～ウのうちそれぞれ1項目が上限）

ア　新たに直販等を行うためのホームページ等の環境整備の取り組み
① 新規契約の締結
② 追加契約の締結
③ 需要開拓による販路の変更

イ　新品種・新技術導入等に向けた取り組み
① 都道府県知事が定める新品種の導入（※イチゴ、ウド、ニラ、リンドウ、アジサイ）
② 都道府県知事が定める新技術の導入

ウ　海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等の取り組み
① 残留農薬基準等への対応
② GAPの認証取得に向けた取り組み
③ MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取り組み

《取り組み例》需要開拓による販路の変更+ＧＡＰの認証取得に向けた取り組み

（3）花きや茶などを厳選して出荷する取り組みに2,200円/1人・1日を交付

《取り組み例》産地の取り決めに基づき、芽かき、摘花等を徹底し高品質な花きを出荷

【問い合わせおよび申請先】

JA出荷者
JAはが野芳賀・市貝地区営農センター
☎028（677）0711

それ以外の人
町農業再生協議会
☎028（677）6053

【申請期間・申請書類】

（申請期間）
令和2年7月末頃（第1次申請分）
※地域、団体等によって変更となる場合があります。
※第2次申請分の取り扱いは、国公募等の内容により別途お知らせします。

（申請書類）
別途定める様式
（県ホームページ掲載、その他国ホームページを参照）
※地域、団体等で別途定める添付資料等は申請先ごとにご確認ください。
URL:http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/jikisakushienn.html

町独自の支援策

芳賀町新型コロナウイルス感染症 緊急対策農業者支援金

問農政課農業振興係028（677）1110

売り上げが落ち込んだ農業者を対象に、営農の継続や経営の安定化のために支援金を給付します。

条　　件／令和２年のいずれかの月の農業収入が、前年の平均月収と比べ、20%以上50%未満の範囲で減少している
給 付 額／減収率に応じ10～30万円
受付期間／8月31日（月）まで

芳賀町新型コロナウイルス感染症 緊急対策支援金

問商工観光課商工観光係028（677）6018

売り上げが落ち込んだ町内の中小企業者を対象に、事業継続のための資金を給付します。

対　　象／町内で1年以上事業を営む個人または法人事業者
条　　件／最近1カ月の売上が前年同期と比べ、20%以上50%未満の範囲で減少している
給 付 額／減収率に応じ10～40万円
受付期間／8月31日（月）まで

詳細は差込みチラシをご覧ください。

芳賀町新型コロナウイルス感染症 緊急対策資金

問商工観光課商工観光係028（677）6018

売り上げが落ち込んだ町内の中小企業者を対象に、経営の安定を図ることを目的として、緊急融資を行います。

貸付限度額／1,000万円
貸付期間／7年以内（据え置き1年）
利　　子　率／1.0%（3年間町補助）
保　　証　料／全額町補助
受　　付／足利銀行芳賀支店　☎028（677）0311
真岡信用組合芳賀支店　☎028（677）0138
栃木銀行テクノポリス支店　☎028（667）8801